

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【公開番号】特開2011-237187(P2011-237187A)

【公開日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2011-047

【出願番号】特願2010-106300(P2010-106300)

【国際特許分類】

G 01 C 21/26 (2006.01)

B 60 L 3/00 (2006.01)

G 09 B 29/00 (2006.01)

【F I】

G 01 C 21/00 C

B 60 L 3/00 S

G 09 B 29/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月26日(2013.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

施設ごとの充電設備に関する充電施設情報を記憶する記憶手段と、

前記充電施設情報に含まれる情報のうち、少なくとも利用料金を特定する料金情報と、充電能力を特定する能力情報と、を用いて、前記施設のおすすめ度を算出するおすすめ度算出手段と、

前記おすすめ度算出手段により算出したおすすめ度を、前記施設に対応付けて表示する表示手段と、

を備えることを特徴とするナビゲーション装置。

【請求項2】

請求項1に記載されたナビゲーション装置であって、

さらに、充電池の充電残量を特定する残量特定手段を備え、

前記おすすめ度算出手段は、さらに前記充電残量を用いて、おすすめ度を算出する、ことを特徴とするナビゲーション装置。

【請求項3】

請求項2に記載のナビゲーション装置であって、

前記残量特定手段は、前記施設ごとに、前記施設への到着時における到着時充電残量を求めるものであり、

前記おすすめ度算出手段は、前記到着時充電残量を用いて、前記各施設のおすすめ度を算出する、

ことを特徴とするナビゲーション装置。

【請求項4】

請求項2または3に記載されたナビゲーション装置であって、

前記表示手段は、前記充電残量を表示する、

ことを特徴とするナビゲーション装置。

【請求項5】

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載されたナビゲーション装置であって、前記表示手段は、前記施設および当該施設のおすすめ度と、当該施設の位置と、を表示する、

ことを特徴とするナビゲーション装置。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載されたナビゲーション装置であって、前記表示手段は、地図上に、前記施設および当該施設のおすすめ度と、当該施設の位置と、を表示する、

ことを特徴とするナビゲーション装置。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載されたナビゲーション装置であって、さらに、前記おすすめ度算出手段により算出されたおすすめ度を修正する修正手段を備え、前記記憶手段は、前記おすすめ度を算出する際に利用料金および充電能力のいずれを優先させるかを特定可能な優先情報を記憶しており、

前記修正手段は、前記優先情報が利用料金を優先させるものである場合には、利用料金が所定の基準を満たさない施設のおすすめ度を所定量減らして修正し、前記優先情報が充電能力を優先させるものである場合には、充電能力が所定の基準を満たさない施設のおすすめ度を所定量減らして修正し、

前記表示手段は、前記修正手段により修正したおすすめ度を、前記施設に対応付けて表示する、

ことを特徴するナビゲーション装置。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のナビゲーション装置であって、前記記憶手段は、所定の地域ごとに基準となる利用料金の情報を備えており、前記おすすめ度算出手段は、前記基準となる利用料金に比べることで前記利用料金の高低を判定して、前記おすすめ度を算出する、

ことを特徴とするナビゲーション装置。

【請求項 9】

ナビゲーション装置のナビゲーション方法であって、前記ナビゲーション装置は、施設ごとの充電設備に関する充電施設情報を記憶する記憶手段を備え、前記充電施設情報に含まれる情報のうち、少なくとも利用料金を特定する料金情報と、充電能力を特定する能力情報と、を用いて、前記施設のおすすめ度を算出するおすすめ度算出ステップと、

前記おすすめ度算出ステップにより算出したおすすめ度を、前記施設に対応付けて表示する表示ステップと、

を実施することを特徴とするナビゲーション方法。